

# 大崎ケーブルテレビ モバイルサービス利用約款

## 第1条(約款の適用)

- 大崎ケーブルテレビモバイルサービス利用約款(以下「モバイル約款」といいます。)は、大崎ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「基本約款」といいます。)の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
- モバイル約款は、モバイルサービスで提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供・利用する際の当社とモバイルサービス利用者(以下「利用者」といいます。)との間のいっさいの関係に適用されます。
- 基本約款とモバイル約款が抵触する場合、モバイル約款が優先して適用されます。

## 第2条(サービスの概要)

- 本サービスは、利用者に対し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「ドコモ」といいます。)の第3世代携帯電話(以下「3G」といいます。)網を使用し、インターネット接続環境を提供するものであり、その内容・料金は、別表1に記載のとおりとします。
- 本サービスを利用できる範囲は、ドコモの3Gのサービスエリアに準ずるものとします。ただし、サービスエリア内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 本サービスの提供終了は仮想移動体サービス提供者がサービスを終了するものとします。ただし、本サービス提供期間内であっても、事情により予告なく提供期間を短縮し、または提供を終了する場合があります。

## 第3条(利用制限)

- 当社は、他の利用者に影響を及ぼすトラフィックを伴う利用を発見した場合は、その利用を制限することがあります。また、通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の通信の利用を制限することがあります。
- 当社は、一定時間以上継続して利用し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがある当社が認めた場合に、その通信を切断することがあります。

## 第4条(申込手続の特則)

利用者は、本サービスの申込をするときは、当社が契約申込書の記載内容およびオンラインサインアップでの通知内容を確認するための書類を提出するものとします。

## 第5条(料金の計算方法)

- 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、利用者が暦月の途中で利用を開始した場合は、翌月1日より課金するものとします。ただし、利用を開始した月に契約が終了する場合は、当該利用者は1ヶ月分の契約料金を支払うものとします。
- 利用者は、暦月の途中で解約する場合であっても、契約満了日までの料金を支払うものとします。

## 第6条(契約終了手続の特則)

利用者は、契約を終了させようとする月の20日までに、利用契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、利用契約を終了させることができます。

## 第7条(最低利用期間)

- 本サービスの最低利用期間は、別表2に記載のとおりとします。
- 利用者が最低利用期間内に本サービスの契約を終了する場合は、違約金として5,000円を支払うものとします。

## 第8条(機器のレンタル)

- 利用者は、機器をレンタルする場合は、当社所定の手続により申込みのものとし、その料金は、別表3に記載のとおりとします。
- 当社は、本サービスの内容ごとに当社が指定した機器を、1契約につき1台貸与します。
- 利用者は、機器のレンタル契約を解約する場合は、当社所定の手続により届け出るものとします。
- 当社と利用者との本サービスの契約が終了した場合、同時に機器のレンタル契約も終了するものとします。
- 利用者は、レンタル契約が終了した場合および機器の交換が必要となった場合は、速やかに利用機器を当社の指示に従い返還するものとします。返還に伴う送料は利用者が負担するものとします。
- 前項の定めにかかわらず、利用者から機器が返還されない場合、当社は、利用者に対し、機器が返還されるまでの間、レンタル料金を請求することができると同時に、別途定める違約金等を請求するものとします。
- 利用者は、機器を善良なる管理者の注意をもって保管・使用するものとします。
- 利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - 機器を日本国外に持ち出すこと。
  - 機器を譲渡または担保に供すること。
  - 機器を転貸または売却して第三者に利用させること。
  - 機器を分解、解析、改造、改変などして、引き渡し時の現状を変更すること。
  - 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
  - プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
- 利用者は、機器を滅失(盗難による場合を含む。)、毀損または損傷したときは、直ちにその旨を当社に通知し、その原因を問わず、別途定める代替機器の購入代金相当額または修理代金相当額の損害金を支払うものとします。
- 当社は、機器に障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、当社の負担により交換を行います。返還に伴う送料は利用者が負担するものとし、機器発送に伴う送料は当社が負担するものとします。障害の発生が利用者の責に帰すべき事由によるときは、利用者は別途定める代替機器の購入代金相当額または修理代金相当額の損害金を支払うものとします。

## 第9条(機器の購入)

- 利用者は、機器を購入する場合は、当社所定の手続により申込みのものとし、その料金は、別表4に記載のとおりとします。
- 当社は、本サービスの内容ごとに当社が指定した機器を販売します。
- 機器の所有者は、利用者となります。
- 利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
  - プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
- 当社は、機器に障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、別途定める製品保証規定により対応するものとします。

## 第10条(SIMカード)

- 当社は、本サービス1契約につき1枚のSIMカードまたはmicroSIMカード(以下、「SIMカード」といいます。)を貸与します。
- SIMカードの所有権はドコモに帰属します。
- 当社と利用者との本サービスの契約が終了した場合、同時にSIMカードのレンタル契約も終了するものとします。
- 利用者は、SIMカードのレンタル契約が終了した場合およびSIMカードの交換が必要となった場合は、速やかにSIMカードを当社の指示に従い返還するものとします。返還に伴う送料は利用者が負担するものとします。
- 前項の定めにかかわらず、利用者からSIMカードが返還されない場合、当社は、利用者に対し、別表5に定めるSIMカード紛失手数料を請求するものとします。
- 利用者は、SIMカードを善良なる管理者の注意をもって保管・使用するものとします。
- 利用者は次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - SIMカードを日本国外に持ち出すこと。
  - SIMカードを譲渡または担保に供すること。
  - SIMカードを転貸または売却して第三者に利用させること。
  - SIMカードを分解、解析、改造、改変などして、引き渡し時の現状を変更すること。
  - 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
  - プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
- 利用者は、SIMカードを滅失(盗難による場合を含む。)、毀損または損傷したときは、直ちにその旨を当社に通知し、その原因を問わず、別表5に定めるSIMカード交換手数料を支払うものとします。
- 利用者は、SIMカードに障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、速やかにSIMカードを当社の指示に従い交換するものとします。返還に伴う送料は利用者が負担するものとし、SIMカード発送に伴う送料は当社が負担するものとします。なお、障害の発生が利用者の責に帰すべき事由によるときは、利用者は別表5に定めるSIMカード交換手数料を支払うものとします。
- 利用者は、自己の都合によってSIMカードの交換が必要となったときは、別表1に定める初期設定料を支払うことによって、交換できるものとします。返還に伴う送料は利用者が負担するものとし、SIMカード発送に伴う送料は当社が負担するものとします。

## 第11条(約款の変更)

- 当社は、利用者と個別の協議をすることなくモバイル約款を変更することができ、利用者は約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 当社は、変更後の約款を速やかに利用者へ通知します。
- 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

## 付則

本約款は、2012年4月1日より改定実施します。

本約款の変更前に発生した債務については変更前の約款が適用されます。

## 別表1. サービスの種類・内容・料金

種類	内容	初期設定料	金額
基本サービス	モバイル Lite	3,000円 (税込 3,150円)	3,315円/月 (税込 3,480円/月)
	モバイル Lite プラス	3,600円 (税込 3,780円)	3,315円/月 (税込 3,480円/月)
基本利用料の割引	ケーブルテレビサービス または インターネットサービス + モバイルサービス	—	基本サービス料金より -200円/月 (税込 -210円/月)

- 注1. 本サービスにはメールアドレス1個(1GB)が付属しています(ドメインは tiki.ne.jp)。
- 本サービスに付属するメールアドレスで送受信される電子メールに対しては、当社が業務委託契約を締結している株式会社エヌディエス指定のウイルスチェックソフトによるウイルスチェックが行われます。
    - 当社および株式会社エヌディエスは、指定のウイルスチェックソフトが有する性能およびその他の仕様の範囲でウイルスチェック機能を提供し、あらゆるコンピュータウイルスを検出し駆除することを保証するものではありません。
    - 本サービスに付属するメールアドレス宛に送信される電子メールにウイルスが検出された場合は、ウイルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して電子メールを送信します。
    - 株式会社エヌディエスのメールサーバから送信された電子メールにウイルスが検知された場合、ウイルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して、指定された送信先へ電子メールを送信します。
    - 本ウイルスチェック機能に起因して、利用者またはその他第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して、当社および株式会社エヌディエスはいっさいの責任を負いません。
  - 本サービスに付属するメールアドレス宛に送信される電子メールに対しては、株式会社エヌディエス指定の迷惑メール判定ソフトによる迷惑メール判定およびヘッダ部分への判定結果の表示が行われます。
  - 初期設定料は次の場合に申受けます。
    - 新規に本サービスに申込みするとき
    - 他のコースから本サービスに変更するとき
    - 大崎ケーブルテレビモバイルサービス内で利用サービスを変更するとき
    - 利用者の自己都合によってSIMカードの交換が必要となったとき
  - 基本サービスの金額にはユニバーサルサービス料を含みます。
  - 当社の有線テレビジョン放送サービスまたはインターネット接続サービスのいずれかと併用する場合、基本サービスの利用料金より割引を行います。ただし複数のサービスをご利用の場合、いずれかひとつの利用料金の割引が適用されます。

## 別表2. 最低利用期間

項目	サービス名	機器レンタル	機器購入
最低利用期間	モバイル Lite	6ヶ月	—
	モバイル Lite プラス	2ヶ月	2ヶ月

## 別表3. 機器レンタル料

項目	サービス名	金額
機器レンタル料	モバイル Lite	0円/月 (税込 0円/月)
	モバイル Lite プラス	0円/月 (税込 0円/月)

## 別表4. 機器販売価格

項目	サービス名	機器名	金額
機器販売価格	モバイル Lite	Tikimo 端末	15,000円 (税込 15,750円)
	モバイル Lite プラス	BUFFALO DWR-PG	26,000円 (税込 27,300円)

## 別表5. SIMカード紛失/交換手数料

項目	サービス名	金額
SIMカード紛失/交換手数料	モバイル Lite	3,000円 (税込 3,150円)
	モバイル Lite プラス	3,200円 (税込 3,360円)